

## 議会議案第一号

### 石川県議会議員会条例の一部を改正する条例

石川県議会議員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第四条第四項中「第二項の規定」を「第三項の規定」に、「例」を「規定の例」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、それぞれの常任委員（予算委員会の委員を除く。次項及び第五項において同じ。）となるものとする。

### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

## 議会議案第二号

石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

石川県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「及び第十五項の規定により、政務調査費の交付」を「から第十六項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費」に改める。

第八条を削る。

第七条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「又は」を「及び」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「同月十日」を「同月五日」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第五条とする。

第三条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第四条とする。

第二条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に、「（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）又は」を「及び」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。  
（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第九条を次のように改める。

（収支報告書）

第九条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下 収支報告書という。）を、別記様式により毎年四月三十日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の

属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

3 会派の所属議員は、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

第十条を削る。

第十一条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第八条第一項各号に掲げる費用」を「別表に定める政務活動に要する経費」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の見出しを「（収支報告書の保存及び閲覧）」に改め、同条中「第九条第一項又は第二項」を「第九条」に、「収支報告書等を、当該収支報告書等を提出すべき」を「収支報告書を同条第一項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次に掲げるものは、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

一 県内に住所を有する者

二 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者

四 県内に存する学校に在学する者

第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(議長の調査及び透明性の確保)

第十二条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 前項に規定する調査に資するため、会派の代表者及びその所属議員は、第九条の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない。

3 議長は、前項の写しを第九条第一項に規定する期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第十三条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この条例の施行」を「政務活動費の交付」に改める。

附則の次に次の別表及び様式を加える。

別表 第二条関係)

政務する活動に	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
内容	<p>会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費</p>	<p>一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費            二 団体等が開催する研修会 視察を含む。）講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</p>	<p>会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費</p>	<p>会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費</p>	<p>一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費            二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費</p>	<p>会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費</p>	<p>会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費</p>	<p>議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</p>	<p>会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費</p>	<p>会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費</p>

別記様式（第9条関係）

年 月 日

石川県議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

（又は所属議員氏名）

（代表者又は所属議員であった者の氏名）

㊟

年度政務活動費に係る収支報告について

石川県政務活動費の交付に関する条例第9条第 項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名又は所属議員氏名

1 収 入  
\_\_\_\_\_ 円

2 支 出

項 目	支出額(円)	主たる支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残余の額  
\_\_\_\_\_ 円



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する新条例に規定する政務活動費について適用し、施行日前に交付したこの条例による改正前の石川県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）に規定する政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第四条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第五条の規定により提出された会派の届出とみなす。

(石川県議会基本条例の一部改正)

4 石川県議会基本条例（平成二十二年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。  
前文中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

## 議会議案第三号

### 石川県議会議規則の一部を改正する規則

石川県議会議規則（平成三年石川県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 秘密会（第九十七条・第九十八条）」を

「第十章 公聴会及び参考人（第九十六条の二―第九十六条の八）

第十一章 秘密会（第九十七条・第九十八条）」

に、

「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章」を「第十四章」に、

「第十四章」を「第十五章」に、「第十五章」を「第十六章」に、「第十六章」を「第十七章」に、

「第十七章」を「第十八章」に改める。

第十八条中「第一百五條の二」を「第一百五條の三」に改める。

第七十四条第二項中「第九條の二第四項」を「第九條第三項」に改める。

第十七章を第十八章とし、第十章から第十六章までを一章ずつ繰り下げ、第九章の次に次の一章を加える。

### 第十章 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手續）

第九十六条の二 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴

こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第九十六条の三 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第九十六条の四 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏ることのないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第九十六条の五 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第九十六条の六 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第九十六条の七 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第九十六条の八 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人に、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第九十六条の五（公述人の発言）、第九十六条の六（議員と公述人の質疑）及び第九十六条の七（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十四条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

## 議会議案第4号

### 北朝鮮のミサイル発射に対する決議

去る12月12日、我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めていたにもかかわらず、再度ミサイル発射を強行したことは、我が国のみならず、東アジア地域全体の平和と安定を大きく損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル発射やその技術の使用を禁止した国連安保理決議第1718号及び第1874号に違反していることは明白であり、本年4月に引き続くこのような挑発行為は、国際社会への明確な挑戦である。

よって、本県議会は、かかる行為に対して断固抗議する。

以上、決議する。

平成24年12月19日

石川県議会

議会議案第5号

B型・C型肝炎ウイルスによる感染者及び患者の救済に関する意見書

我が国にはB型・C型肝炎ウイルスによる感染者及び患者は350万人程度存在すると推定され、感染の原因としては、集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為によるものが少なくないとされる。

国は、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」及び「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」を成立させ、裁判を通じて補償・救済する仕組みを創設した。しかしながら、これにより救済される感染者及び患者は一部である。

よって、国におかれては、B型・C型肝炎ウイルスによる感染者及び患者を支援するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 肝炎治療費への公的支援制度の充実を図ること。
- 2 診療体制の整備を進めるとともに、治療薬の研究開発等を推進すること。
- 3 B型・C型肝炎への偏見や感染者及び患者に対する差別を解消するための施策を講ずること。
- 4 その他、感染者及び患者を支援するために必要な施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

看護師等の夜勤改善・増員を求める意見書

厚生労働省は平成23年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知を発出したが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としている。

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、医療・介護・健康関連産業は、「日本の成長牽引産業」として位置付けられるとともに、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備することとされている。

しかしながら、医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足は深刻である。必要な人材の確保を図りながら、これらの職員が健康で安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高めていくことが喫緊の課題である。

このためには、看護師、介護職員などの夜勤・交替制勤務者の増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする勤務環境の改善が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について、安全・安心で質の高い医療・介護サービス実現のため、看護師等の夜勤改善・増員が図られるよう強く要望する。

記

- 1 看護師、介護職員等が健康で安心して働き、地域住民が質の高い医療・介護サービスを受けられるよう、厚労省5局長通知に基づき、夜勤交代制労働者が働き続けられる夜勤へと改善することをはじめ、勤務環境の抜本的な改善に努めること。
  - 2 医師、看護師、介護職員などを増員すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第7号

TPP交渉参加に関して慎重な対応を求める意見書

政府は、TPP交渉参加に向けて関係国との事前協議を進めているが、米国との事前協議においては、牛肉、保険、自動車の3分野について、非関税障壁の撤廃や更なる市場開放を強く求められており、牛肉についてはBSEにかかる輸入規制の緩和が既に決定されている。仮にTPPに参加した場合、農林水産業、医療、公共調達など多くの分野について我が国の経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼすことが非常に懸念されている。

特に、TPPは例外なき関税撤廃を原則とする自由貿易協定であることから、完全自由化により最も影響を受けやすい分野である農林水産業の衰退につながるとともに、それに伴い食料自給率が大幅に低下することが危惧されている。

野田総理は「国民的議論を尽くす」と発言してきたにもかかわらず、どの分野にどのような影響があるのかなど、国民に対する情報提供がほとんど行われておらず、国民的議論が圧倒的に不足している状況の中で、国民を顧みない政治判断によって、TPP交渉参加がなされるようなことは断じてあってはならない。

よって、国におかれては、国民に対する十分な情報開示を行い、慎重な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会



議会議案第8号

持続可能な市町村国保の構築を求める意見書

市町村により運営されている国民健康保険は、年齢構成が高く医療費水準が高い無職者、失業者、非正規労働者等の低所得者が多く、所得水準が低い、被用者保険に比べ保険料（税）負担が重いなどといった構造的な問題を抱えている。このため、市町村は、一般会計からの多額の法定外繰入や繰上充用を行うなど、厳しい財政運営を余儀なくされている。

こうした中、去る4月には、国民健康保険法が改正され、今年度から、公費負担部分について国定率負担から都道府県調整交付金へ2%移すこととなったが、危機的な状況にある市町村国保の財政運営が抜本的に解決されるものではない。

市町村国保のあり方をどうするかは、国民皆保険制度を堅持する上で非常に重要な課題である。

よって、国におかれては、地方の意見をしっかりと踏まえながら、持続可能な市町村国保の構築に向けて、国と地方の役割を明確にし、国定率負担の引上げによる公費負担の拡大など安定的財源の確保に向けた道筋を示すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
社会保障・税一体改革担当  
内閣府特命担当大臣(地域主権推進)  
内閣官房長官

あて

石川県議会

## 議会議案第9号

### 希少疾病用医薬品の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

難病といわれる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ＝患者数1,000人未満）は、医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である。

そのため、希少疾患関係患者団体は、これまでに「特定疾患への指定、及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきた。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されたが、いまだ創薬実現に向けた明確な前進は見られない。

例えば、近年、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、世界に先駆けて縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー（DMRV）治療における「シアル酸補充療法」の開発研究を進め、患者団体の要請に応えた製薬企業が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成事業を活用して取り組み、医師主導によるDMRV治療薬の第Ⅰ相試験を終了した。その後も独立行政法人科学技術振興機構（JST）の研究成果展開事業（A-STEP）の助成を受けたが、第Ⅱ・第Ⅲ相試験を行うには10～20億円とも言われる巨額な資金が必要であり、財源不足のため開発が暗礁に乗り上げたままになっている。

難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、計り知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいる。

よって、国におかれては、下記事項を早期に実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
  - 2 遠位型ミオパチーをはじめとする希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的な支援を行うこと。
  - 3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

次代を担う若者世代支援策を求める意見書

世界銀行が本年（2012年）10月に発表した「世界開発報告」によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者である。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると2011年では15～24歳が8.2%（総務省統計局：労働力調査）と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いている。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化による更なる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念される。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題である。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしている。

もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っている。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務である。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっているといても過言ではない。

よって、国におかれては、これらの諸課題に総合的に取り組むため、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施するよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野をはじめ、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。
- 2 非正規労働者から正規になりにくい状況があることから、正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。
- 3 「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう、関連する法整備や、仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。
- 4 上記課題に総合的に取り組み、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
国家戦略担当 内閣官房長官		

地域経済・雇用対策の充実を求める意見書

我が国経済は、長引くデフレに加え、電力供給の制約や欧州債務危機等の影響から依然として厳しい状況下であり、今もなお進行する円高は、産業の空洞化、地域の経済・雇用の悪化を加速させており、実効性のある更なる対策が講じられない場合は、地域経済が極めて深刻な状況に陥る恐れがある。

円高に伴う影響は、大企業の海外設備投資計画額が近年大幅に増加し続けているなど、実数値として如実に表れてきており、こうした大企業の海外進出に併せ、その下請けを担う地域の中小企業にも海外への移行を促す動きが見られる。こうした動きは、生産拠点の移転に伴う国内生産量の減少のみならず、高付加価値化製品や研究開発拠点の海外進出にまで及び、その結果、技術水準の低下をも招き、地域の産業が空洞化してしまうことが懸念される。

また、産業の空洞化は、国内事業所の廃止や縮小に繋がり、それに伴って雇用が失われたり、労働条件が悪化するなど、地域の雇用情勢へ多大な影響を及ぼすことも懸念される。

こうした状況に対し、政府は、更なる円高対策や金融緩和施策を含めたマクロ金融・経済政策を断行するとともに、企業の国内投資を促進させる空洞化対策をはじめ、地域産業の振興、雇用確保に配慮した対策を迅速に実施すべきである。

よって、国におかれては、下記の事項について、円高やデフレ経済から脱却し、実効性ある地域経済・雇用対策を強力に推進するよう強く要望する。

記

- 1 我が国経済全体の再生を図るための実効性のある経済・雇用対策を実施し、あらゆる手段を用いて円高・デフレ対策を断行すること。
- 2 災害に強い国土づくりや経済活動の安定化、更には日本経済全体を底上げするため、防災対策として必要な公共事業の推進等を含めた景気対策を講ずること。
- 3 地域の雇用の下支えをしている雇用創出基金の更なる充実と来年度以降の継続実施とともに、求職者に対する就職・就業支援策の充実を図る雇用対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)		
内閣官房長官		

議会議案第12号

防災・減災体制を構築するための基本法制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められている。

また、全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となる。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠である。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う推進本部の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強い街づくりを進めなければならない。

こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ防災・減災体制を構築するための「基本法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣(防災)		
内閣官房長官		

石川県議会

## 議会議案第13号

### ドクターヘリの配備等に関する意見書

日本におけるドクターヘリは、平成13年4月、岡山県で本格的な運用が始まった。しかし、自治体への多額な費用負担などから平成19年までの導入は11道県と伸び悩んだが、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法が平成19年に制定されたことを契機にドクターヘリの導入は飛躍的に進み、平成24年末には39道府県で複数配備を含め41機が導入され、迅速な救命救急が行われるようになってきた。

しかしながら、いまだに導入されていない県があるなど、国民が居住する地域によって命に格差が存在することは極めて憂慮すべき事態であるとともに、救命救急の立場からすると発症後15分以内に治療を開始することが救命率向上のためにも必要であり、一部で既に始まっている2機目の導入も全国に広めるための検討を始める時期であるとも考える。

また、昨年3月の東日本大震災の際には全国から消防防災ヘリとドクターヘリが多数集まったものの、連携がスムーズに行われなかったことも散見されたことから、大規模災害時における消防防災ヘリとドクターヘリの連携などを災害発生前にあらかじめ決めるなど、今後検討すべき事項も数多くある。

よって、国におかれては、国民の安全・安心を確保するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 居住する地域による命の格差をなくするため、いまだドクターヘリの配備がなされていない県への導入を働きかけること。
- 2 ヘリの複数配備を促進するための補助制度を充実すること。
- 3 年間400回と想定している運航回数を撤廃し、実績を適正に算定し、負担を軽減すること。
- 4 ドクターヘリを防災基本計画に位置付けること。
- 5 大災害時におけるドクターヘリの全国的な運用システムを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第14号

登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書

現在、国と地方団体との間では、「地域のことは地域で決める」という理念の下、地方分権改革を推進するため、国の出先機関を原則廃止して地方自治体への事務、権限等の移譲を進めていくための協議が続けられており、この中で、法務局が行っている登記の事務、権限等についても、検討が行われている。

言うまでもなく、現在の国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方分権の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に推し進められなければならない。

しかしながら、安全な不動産取引等の実現を通じて重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与する登記制度は、高い中立性、公正性が求められることから、その事務や権限については、現在と同様、国の機関である法務局において、全国的に統一された基準により直接行われる必要がある。

また、登記事務の執行にあたっては、高度な法律的専門知識に裏付けられた判断が不可欠であり、地域によって運用に格差が生じることのないよう、国において一元的、体系的に研修や教育を実施していくべきである。

よって、国におかれては、登記の事務、権限等を地方への移譲対象とせず、国の機関である法務局が引き続き担うこととするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

自衛隊定員の増員を求める意見書

我が国を含む東アジア地域においては、国家間の協力関係の充実・強化が図られ、相互依存関係の拡大・深化が進んでいる。その一方で、安全保障分野においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中し、多数の国が軍事力の近代化を進めるなど、深刻な課題を抱えている。また、近年、我が国周辺地域では、他国の艦艇、航空機の活発な活動が見られるなど、領土や海洋をめぐる問題を含め、安全保障環境が一層厳しさを増してきている。

このような中、自衛隊は、我が国の平和と安全を守る崇高な使命感に燃えて、平素から有事に即応できる厳しい訓練を実施している。加えて、大規模災害や人道支援など、国内外において増加する多様な任務にも対応しており、特に、昨年不幸にして発災した未曾有の東日本大震災による巨大津波と、原発事故への対応における自衛隊の活躍は記憶に新しく、被災者はもちろん多くの国民から深い感謝と高い信頼を受け、国際社会からも高い評価を受けている。また、本年の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」では、自衛隊に対してよい印象を持つ方の割合が91%を超え、自衛隊に対する信頼と期待はますます高まっている。

しかしながら、特に陸上自衛隊における近年の防衛予算は減少が続き、かつ自衛官定員についても削減されており、我が国の安全保障環境を守る重要な役割を有する同自衛隊にとっては、大変厳しい実状にある。特に、多様な事態が生じている九州南西方面において、陸・海・空の自衛隊部隊の連携を強化しなければならないときに、必要な人員の確保は重要な課題である。

また、緊急患者空輸や不発弾処理は言うに及ばず、大規模災害に伴う災害派遣活動はマンパワーが基礎になっており、自衛隊の高度な専門能力と組織力は、他の組織では代替が不可能なものである。さらに、地域社会との連携にも努めている自衛隊の定員を削減することは、地域の経済社会の発展を阻害するとともに、県、県民との連帯性を低下させることにもなり、豊かで安心できる県民生活を希求する我々としては、大きな危惧を抱かざるを得ない。

よって、国におかれては、更なる国の防衛、大規模・特殊災害対策及び国際平和維持活動等、多種多様な任務が増加し続けている自衛隊の確実な定員の増員を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
防衛大臣	
内閣官房長官	



議会議案第16号

早急に国土の強靱化を図ることを求める意見書

昨年発生した東日本大震災をはじめ、我が国では、地震や豪雨・豪雪などの自然災害が毎年発生し、多くの人命が失われていることは痛恨の極みである。災害発生は避けられない宿命であっても、事前に対策を施す、いわゆる減災によって人命被害を最小化することは可能である。

東日本大震災以降、日本列島は大地震活動期に入ったとも指摘されており、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等が発生する確率は極めて高く、現状において南海トラフ巨大地震が発生した場合には最大で32万人規模の死者が発生するとの被害想定が発表されていることから、大規模災害に備えて救急医療体制、エネルギー・食料供給体制、情報通信、社会基盤等を強化・整備し、我が国の経済社会活動の持続可能性を確保することは、喫緊の重要課題である。

東日本大震災において、代替機能の確保の必要性が再認識されたことから、たとえ大規模な災害により困難な状況になっても適応能力が高い強靱な国とするために、太平洋側に集中している各機能を日本海側に分散化するためのインフラ整備を早急に行い、大都市に集中した人口や経済活動などを地方に移転させることが重要である。

国土強靱化に対しては、「バラマキ」、「先祖返りだ」などの批判もあるが、「バラマキ」とは、GDPに貢献しない政府支出のことであり、直接の雇用を生まないもののことを指すものである。

国土強靱化は、国土の強靱化投資を政府主導で行うものであり、財源は国債で、規模も10年で200兆円と国民経済の成長に確実に貢献することから、有効需要創出によりデフレ脱却を目指すとともに、国民の安全・安心の確保を図るものである。

よって国におかれては、国民の安全・安心を確保しながら、公共投資による需要拡大と雇用促進を図り、デフレ脱却の切り札となる国土の強靱化を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
国家戦略担当  
内閣官房長官

} あて

石川県議会